



# 八頭町障害者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

八頭町



機関名	八頭町
任命権者	八頭町長、教育委員会、農業委員会、議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	八頭町においては、これまで障がい者に限定した募集・採用を必要に応じて実施しており、中途障がい者として在籍する職員もあるが、個別対応としていたところである。これまで組織的な体制整備は特段行ってきておらず、今後、障がい者である職員の活躍のため、体制整備や各種取組が必要である
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.84% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】 ○アンケート調査等により実態を把握し、満足度の向上に努める （評価方法）毎年4月時点で在籍している障がい者職員に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理
④キャリア形成に関する目標	【キャリア形成】 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する （評価方法）毎年度、研修記録を元に把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	○障害者雇用推進者を選任する （総務課長、教育次長、農業委員会局長、議会事務局長） ○障害者職業生活相談員を選任する （総務課福利厚生担当） ○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、人事担当者、関係部署の責任者等や職員団体代表者等と連携体制を構築し、必要な情報共有を図る
（2）人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、鳥取労働局が開催する障害者職業生活

	<p>相談員資格認定講習を受講させる</p> <p>○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る）</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、鳥取労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する</li> </ul>
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する</p>
(5) その他の人事管理	<p>○障がい特性に配慮した通勤等への配慮を検討する</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する</p>